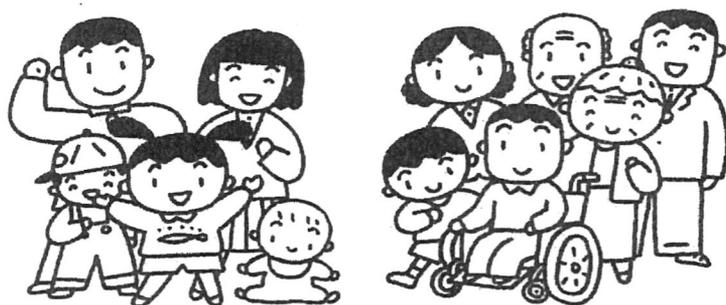


第2回愛知地域人権連合大会議案



2007年6月10日
名古屋市中文化センター

第2回愛知地域人権連合大会議事次第

2007年 6月10日
名古屋市中文化センター

- 1, 開会あいさつ
- 2, 議長団選出
- 3, 大会運営委員（兼役員選考委員）選出
- 4, 愛知地域人権連合代表あいさつ
- 5, 来賓あいさつ
- 6, 祝電・メッセージ披露
- 7, 大会運営委員会報告・日程説明
- 8, 2005年度および2006年度決算（案）報告
- 9, 2005年度および2006年度会計監査報告
- 昼食休憩
- 10, 2007年度運動方針（案）提案
- 11, 2007年度予算（案）提案
- 12, 討論・発言
- 13, 討論のまとめ
- 14, 運動方針（案）及び決算・予算（案）の採択
- 15, 新役員の発表
- 16, 新役員代表あいさつ
- 17, 大会宣言（案）の提案と採択
- 18, 議長団解任
- 19, 閉会あいさつ

愛知地域人権連合運動方針（案）

I、愛知地域人権連合の存在意義

1、部落解放運動の発展的転換

①部落問題に係わる独自課題が薄れ、国民融合が促進される状況のもとで、部落という地域を対象にし、部落住民のみを基本的に組織する運動形態は、運動による旧身分の固定化に通じるものであり、この時代にふさわしくないものである。

②それぞれの地域で国民融合の運動が前進すれば、部落と部落住民を対象にした運動から、部落を含めた地域社会全体を視野に入れた運動へ必ず発展する道を歩む。

2、地域社会と地域人権

①いま地域社会では生活、仕事、教育、福祉、環境など、住民生活に係わる諸課題が大きな困難に直面させられ、地域社会が矛盾の集中点になっている。

②さまざまな困難の打開を願う人びとの間で、階級・階層の縦組織でなく地域住民を対象にした横組織への期待が高まっている。

③地域社会が矛盾の集中点になっている情勢から、多様な課題に柔軟な対応ができ県レベルの地域住民運動組織が切望され、人権の視点から地域住民運動を捉える新たな運動体が時代の要請になっている。

3、地域における人権問題を取り上げる組織

一、地域社会には多様な人権問題が存在している。これを大きく分類すると

a 地域共通の人権課題としての

- ①自然環境、②ゴミと公害、③農業、④地域経済、⑤交通権、⑥就

労、⑦食生活、⑧福祉、⑨介護、⑩教育、⑪医療、⑫災害、⑬平和、⑭安全、⑮個人情報、⑯市民的自由、⑰余暇、⑱文化、⑲芸術などの諸課題がある。

b 個別主体の人権課題として

①勤労者、②低所得者、③女性、④子ども、⑤青少年、⑥障害者、⑦刑犯罪者、⑧外国人、⑨元ハンセン病患者、⑩ホームレスなどの諸課題がある。

二、これらの地域社会から生み出される人権問題に積極的に取り組むことを通じて、地域における住民の人権の擁護と復権を図り、権利として定着してない人権問題を社会的合意形成を通じて新たな権利の創造を実現していく。

三、地域人権と権利憲章づくり

わが国で初めての地域社会を対象にした「愛知県地域権利憲章」の制定をめざす。この「愛知県地域権利憲章」が愛知地域人権連合の運動目標となる。この「愛知県地域権利憲章」には、少なくとも①地域人権とは何か、②地域住民の具体的な権利のプログラムの整理、③権利憲章の意義と運動の目標を含んだものとする。

二、情勢の特徴と当面する課題

1、当面する政治状況

安倍内閣は、憲法改悪を本格化させ、つぎつぎと悪法を強行しながら、財界支援、国民生活破壊の政治を繰り返している。こうした姿勢に国民の批判は大きく高まっている。

しかも安倍内閣の中樞を、過去の日本の侵略戦争が「正しい戦争だった」と思い込んでいる勢力が握ったことである。まさに「靖国」派の政権である。安部内閣は、ほとんどの閣僚が「靖国」派であり、首相補佐官や官房副長官にも「靖国」派の仲間を配置している。

公明党は露骨な「政教一体」のもとで、党利党略の「実績」作りと引き換えに、悪政をリードする独自の役割を果たしている。

民主党は、憲法改定、消費税増税、選挙制度改定など、自民党政治と何

ら変わらず、もう一つの保守政党でしかない。とくにマスコミを動員しての「自民か、民主か」の「二大政党」への誘導作戦は、自民党政治の延命策の基本戦略の一つになっている。

こうした政治状況の中で、「いまこそたしかかな野党が必要です」と訴える日本共産党への国民の関心が高まっている。日本共産党の前進が憲法改悪を許さず、貧困と格差の是正に大きな力になる。

2、当面する課題

愛知地域人権連合は、一大社会問題となっている貧困と格差の根本的な打開、住民生活防衛のたたかいに全力をあげる。そのためには、①庶民に大増税、大企業・大金持ちに大減税という「逆立ち」税制をたやすこと、②社会保障のこれ以上の切り捨てを中止し、拡充をはかること、③人間らしく働けるルールをつくること、である。

安部内閣は、政治日程に憲法改定を公言し、その準備を強めるも、①この目的が「海外で戦争をする国」づくりであること、②国民との間で「靖国」派が改憲勢力の中心にすわったことによる矛盾が深刻化したこと、③「美しい国」とは戦前・戦中の体制への復古要求にほかならないことが明瞭になった。

国民の前に安倍改憲論の危険性が明瞭になるとともに、矛盾も劇的に広がり、たたかいを前進させる条件も広がっている。愛知地域人権連合は、広範な県民と共同の輪を広げ、憲法改悪を許さないたたかいに全力をあげる。

三、全世帯の一五％（二〇〇四年調査）が貧困層である

1、高齢者世帯の貧困状況

高齢者世帯の所得の分布状況を世帯形態別にみると、男性の単独世帯の場合、その四四％が、女性の場合、その六四％が年収一七〇万円未満と推定される。貧困者数は男で三九万九千人、女で一七九万九千人、計二一九万八千人（世帯）に上る。

夫婦世帯では、その二九％が年収二五〇万円未満である。貧困世帯数は

一一八万二千世帯となる。

その他の世帯では、その二一％が年収二五〇万円未満である。貧困世帯数は四万四千世帯となる。

高齢者世帯全体で見ると、合計三四二万四千世帯が貧困ラインを下回る所得で生活している。なんと高齢者世帯の四三％が生活保護世帯以下の生活を送っていることになる。高齢者の貧困は、女性の単独世帯のきびしさとともに、男性の単独世帯も大きな課題となってきた。

2、若年・壮年単独世帯の貧困状況

単独世帯（一人暮らし世帯）の年齢階層別、男女別にみた年収二五〇万円未満の収入しかない世帯は以下の内容となる。

二九歳以下層では男で六六％、女で六三％となっている。男八万七千五百人、女六万四千人、計一五万一千五百人（世帯）にも上る。

三〇歳代では貧困世帯の出現率は下がるが、それでも男で二一％、女で四三％に及んでいる。とりわけ女の増加が顕著である。貧困者数は三〇歳代の男で二〇万四千人、女性で一九万八千人、計四〇万二千人（世帯）である。

四〇歳代では男で二四％、女でなんと四七％に及んでいる。とりわけ女の増加が顕著である。四〇歳代の男で一八万四千人、女で一五万一千人、計三三万五千人（世帯）である。

ところが五〇歳代になると再び貧困世帯が上昇し、男で三九％、女で六一％となっている。貧困者数は男で三八万九千人、女で四一万二千人、計八〇万一千人（世帯）である。

これら四つの年齢階層を合計して得られる単独世帯の貧困者の出現率は四三％である。貧困世帯数は、男一六五万二千人、女一四〇万一千人、計三〇五万三千人（世帯）となる。

以上の分析から、二九歳未満の若者と五〇歳代の壮年の単独世帯に生活保護基準以下の生活を送っている人が集中している。この間の傾向は三〇歳代、四〇歳代の女性で顕著な増加が見られることである。

高齢者世帯と六〇歳未満の単独世帯の両者を合わせると、貧困者は六四

七万七千世帯に達している。

3、勤労者世帯の貧困状況

世帯主の世帯業態別に所得の分布状況をみてみると、年収二五〇万円未満の世帯は、以下の内容となる。

「短期雇用者世帯」（一年未満の有期雇用者の世帯）がもつとも高く三四％である。この世帯数は五四万六千世帯となる。

次に高いのが「雇人なしの自営業者世帯」で二五％である。この世帯数は一〇四万四千世帯となる。

三番目が「企業規模三〇人未満の常雇者世帯」で一八％である。この世帯数は八一万六千世帯となる。

四番目が「雇人ありの自営業者世帯」で一五％である。この世帯数は四万五千世帯となる。

五番目が「企業規模三〇～九九九人の常雇者世帯」で八％である。この貧困世帯数は七一方世帯となる。

貧困率が高い上位三つの業態の世帯を合計すると、二四〇万六千世帯となる。このように世帯主が零細企業に勤める常雇者世帯を含む「不安定就業階層」に、貧困世帯が高い割合を占めていることがわかる。

同様の計算をくり返して、「世帯主が就業者である世帯」全体（二八四八万四千世帯）における貧困世帯数は三六五万世帯となる。貧困世帯の出現率は一三％になる。

4、全世界帯に占める貧困世帯数

以上で、①「高齢者世帯」、②「若年・中壮年単独世帯」、③「世帯業態別勤労者世帯」の三つの類型において、貧困率の推計をおこなった。

全世界帯に占める貧困世帯数を割り出すには、①と③の合計値七〇七万四千世帯が貧困世帯数となる。これは総世帯数四六三二万三千世帯の一五％に当たる。

貧困層は高齢者や若年者のみでなく、中壮年単身者や不安定就業の家族持ち勤労者世帯にまで広がってきている。

5、貧困と格差の抜本的な打開へ

愛知地域人権連合は、①この六月の住民税増税計画をやめさせ、消費税にストップをかける、②国の責任で一人一万円の国保料引き下げ、保険証のとりあげ中止、③最低保障年金制度の創設、④国の責任で介護保険料・利用料の引き下げ、介護サービス水準の拡充、⑤国の制度で就学前まで医療費無料化、⑥障害者自立支援法の「応益負担」を撤回、⑦生活保護の老齢加算、母子加算の復活、⑧母子家庭への児童扶養手当切り下げ中止、⑨最低賃金を時給千円を目標に抜本的に引き上げ、全国一律の制度として確立する、⑩若者の雇用問題への政府の本格的な取り組み、を要求する。また愛知地域人権連合は、「人権擁護」の名のもとに、国民への強権的な行政介入に道を開き、国民の生活を管理と権利を侵害する憲法違反の「人権擁護法案」及び「人権救済条例」の制定を許さない運動と世論の形成に奮闘する。

四、平和に安心して人間らしい生活が営める地域社会の実現

1、憲法改悪に反対し、地域権利憲章づくり

①憲法改悪の動きを許さず、平和憲法の擁護の運動を起こす。

②地域を基礎に憲法学習を推し進め、それぞれの地域の人権問題を明らかにする。

③地域住民運動の展開と地域づくりの実践を通じて「愛知県地域権利憲章」づくりを本格化させる。

2、地域生活上の諸要求の実現をはかる

①地域経済の破壊を許さず、活力あるまちづくりと就労の機会の確保をはかる。

②階層格差の拡大、貧富の格差の拡大に反対し、誰もが人間らしい生活を営める社会の実現をめざす。

③国保や介護の負担増を許さず、免除・軽減措置などの制度充実をは

かる。

- ④ 女性や障害児・者に対する差別を許さず、同権・平等を実現をめざす。
- ⑤ 改悪された教育基本法の下でも教育条件の一層の充実をめざす。
- ⑥ 子どもへの虐待などをなくし、子どもの権利を守り前進させる。
- ⑦ 交通弱者の権利を守るために巡回バスなどの実現で交通権を確立する。
- ⑧ 市町村合併の押しつけを許さず、住民自治を花開かせる。

3、非営利協同組織や民主的な組織との連携

- ① NPO、協同組合、労働組合、民主団体などとの連携をはかる。
- ② 介護や子育てなどでNPOを積極的に立ち上げ、自主的な運営をはかる。
- ③ 住民相互の助け合いを推し進め、住民ネットワークづくりを推し進める。

4、自治会の自主的運営と地域づくりの展開

- ① 住民が主人公の立場から自治会を見直し、住民参加の運営を実現する。
- ② 生活相談、地域のネットワーク、地域づくりのセンターとしての「地域づくりセンター」を県下各地につくる。
- ③ 地域で生活する弁護士、医師、看護師、教師、保育士などの専門職の協力を得て、地域づくりビジョンをつくる。
- ④ 差別による住民間の分離、分断を許さず、市民的連帯を培い、21世紀にふさわしい地域社会をめざす。

5、「人権」の名による国民監視社会づくりや自由の制限や暴力・恫喝を許さず、真の人権救済制度の確立をはかる

- ① 「人権」の名によるいっさいの「解同」などの恫喝や暴力を許さず、平和で安全な地域づくりを押し進める。

② ゆがんだ「啓発・教育」を許さず、地域での住民運動や学習活動を推し進めよう

③ 住民の自由を制限する国民監視社会づくりに反対する。
④ 「人権擁護法案」の再上程を許さず、真に国民の人権を救済する制度の確立をめざす。

6、部落問題の総仕上げの課題を引き続き推し進めよう

① 同和対策は、不可避的に同和地区と周辺地区とを分離・分断する性格を本来的にもっている。よって生活上の格差の解消が実現したもとの同和対策を一日も早く終結させることが部落問題解決の前提条件である。

② こうした立場から国政レベルでの同和対策の終結と連動させ、地方自治体での同和対策の終結を具体的に実現させる。

③ 「解同」との癒着、行政の特権、利権構造などにみられる不公正・乱脈な同和行政に一日も早く終止符を打つ。

④ 部落でみられる若干の格差の問題は、部落を含めた地域社会全体を視野に入れた地域住民運動の展開により、旧身分に関わりなく一般対策として全体の底上げと生活困難層への手だてで解決していく。

⑤ 部落内外の社会的交流を引き続き推し進め、民主的地域づくりの活動を通じて人間的な相互理解を広げ深めよう。

五、要求実現の方法と取り組み

1、旺盛な宣伝活動と生活相談活動の展開

生活相談活動は、広範な住民を対象にし、そのための宣伝活動を旺盛に行い、専門家の協力も得ながら相談者の困りごとに適切に対応し、多くの住民から信頼と安心の期待を得られるものにしななければならない。

① 定期的に生活相談活動を繰り広げよう。

② さまざまな制度に熟達し、暮らし、福祉、教育、経営などの活用できる制度を大いに紹介しよう。

③大胆に全戸ビラ配布などを行い、日常的に組織の宣伝と普及を行おう。

④生活相談者の実務研修会を計画し、制度の習得と実務能力の向上をはかる。

2、自治体や政府への交渉を積極的に取り組もう

住民の願いや要求を実現するには、広範な住民の支持と共感を得る立場を堅持し、その実現を求める要求内容で一致を勝ち取り、共同の輪を広げながら自治体・政府などと積極的に交渉を行う。

①練り上げた要求、切実な要求者の組織化をはかる。

②一年に一度すべての自治体で交渉や懇談、申し入れ活動を行なう。

③引き続き政府各省との交渉に参加していく。

六、組織運営のあり方と目標

1、組織の取り組みでの三つの原則

組織活動の基本として、三つの原則を堅持して取り組みを推し進める。

①中央集権型の組織でなく、地域に根ざした地域重視型の組織にしよう。

②構成員の多様性と統一性を包含した統一的な運営をはかる。

③会員が主人公の運営を貫き、日常的に共同と連帯を培う。

2、組織づくりの目標と取り組み

組織づくりの目標と取り組みの内容は、「数こそ力」「継続こそ力」「追求こそ力」の三つの「力」を発揮して、巨大な「地域人権連」をつくりだし、民主的な地域づくりを押し進める。

①すべて市町村に組織をつくらう。

②一日も早く会員と機関紙を2倍加しよう。

③毎月会費、機関紙誌料を集金し、安定した財政を確立しよう。

④生活相談活動を軸にして会員拡大をはかる。

⑤活動の中心に女性と青年を大胆に抜擢しよう。

⑥強大なたすけあい共済をつくらう。

3、活動計画と要求書作成

組織づくりは地域組織の目標と計画からはじまる。上からの目標と計画の押しつけでなく、自らの討論を通じて練り上げた目標と計画こそ、運動を自主的に前進させる土台となる。要求書づくりは人間らしい生活が営める地域を実現する原動力となる。

①各地域組織は自らの組織目標とそれを実現する計画づくりを行おう。

②アンケートなどのさまざまな形態による広範な住民から要求の結集を行い、これを整理し実現の方法を討論し、地域の要求マップづくりを行おう。

③地域組織の目標と計画を実現していく上で、全国人権連が作成した「地域人権連」紹介リーフレットを積極的に活用しよう。

4、各機関組織の運営と活動

①県本部事務所の運営

県本部事務所は、運動の県センターの役割と任務を担い、必要な諸課題を遂行する。また合理的な運営を実現するために諸規定を作成する。

②機関紙誌の編集と発行

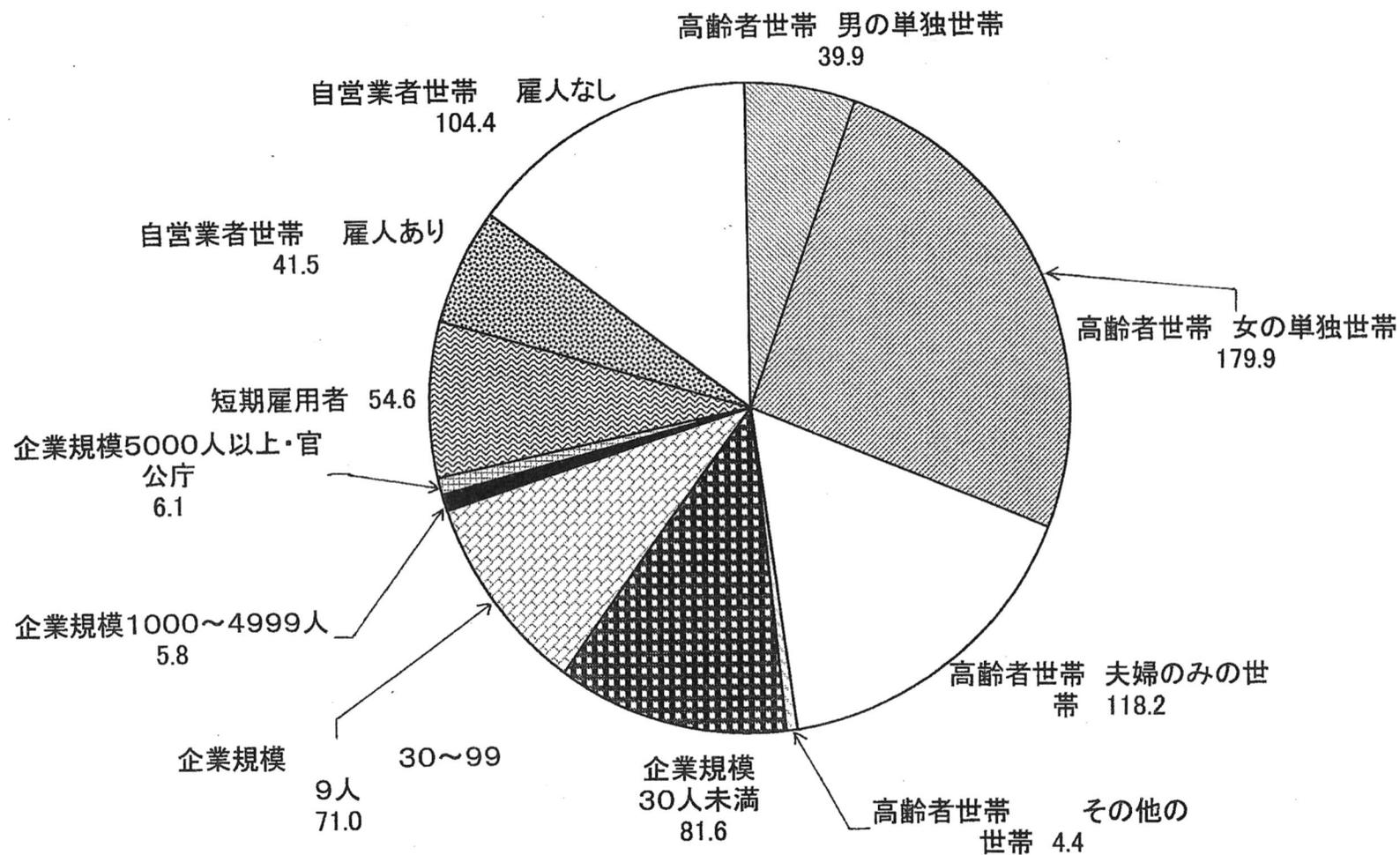
機関紙の編集体制を充実し、定期発行を遵守する。

③愛知人権ネットの行事の取り組み

愛知人権ネットのさまざまな催しを成功させるために引き続き奮闘する。

資料 貧困層の世帯数と分布状況(2004年)

単位=万世帯



愛知地域人権連合規約

第一条（総則）

- 1、本会は、愛知地域人権連合（愛知人権連）と称する。
- 2、愛知地域人権連合は、地域社会に人権と民主主義、住民自治の確立をはかる地域共同の多様な住民運動を包含する恒常的な愛知県の組織である。
- 3、愛知地域人権連合は、愛知県における部落解放運動をはじめ人権確立運動の積極的なたかひの伝統を継承し、地域社会の生活者の権利を擁護し、さらに発展させるために住民・県民とともに全力をあげる。
- 4、愛知地域人権連合は、多様な階級・階層に分かれている地域の生活者の要求を結集し、地域社会を基盤にした共通する課題での地域共同の運動を行う。
- 5、事務所を名古屋市中区東外堀町五七番地岩佐ビル内におく。

第二条（目的）

- この会の基本的な目的は次の通りである。
- 1、憲法改悪に反対し、諸要求の実現と生活破壊の悪政とたたかい、教育や福祉の充実を図り、人権と民主主義、住民自治が尊ばれる人間らしい生活ができる地域社会を実現する。
 - 2、非営利活動組織（NPO）をはじめ地域の自主的協同組織などと共同の運動に取り組み、住民相互の助け合いの輪を広げ、住民の民主的連帯をつちかう。
 - 3、住民が主人公の地域民主主義の前進と、町内会・自治会の民主化や地域づくりを進展させる。
 - 4、いっさいの暴力やどやどや、住民分断の策動を許さず、住民が真に連帯できる条件と平和で安全な生活ができる地域社会をめざす。
 - 5、住民を教化の対象に位置づけ国民の内心に踏み込む「教育・啓発」を反対し、地域での住民運動や自主的学習活動を通じて、憲法が保障する

人権の擁護と更なる発展をめざす。

- 6、社会進歩と民主主義の発展を願う国民的な協力・共同に連帯し、住民本位の地域づくりの確かな政治的保障の確立をはかる。

第三条（事業、活動）

- この会は、基本的な目標実現のために次の事業と活動をおこなう。
- 1、国・県・自治体に対する請願・交渉
 - 2、地域基礎組織などとの連絡、連携
 - 3、運動の発展に必要な情報の収集と提供、調査研究、学習交流
 - 4、研究者などの組織化と連携による「地域社会における権利憲章」
 - 5、機関紙誌およびその他の出版物の発行
 - 6、非営利活動組織や民主団体ならびに労働組合との連携
 - 7、国連や国内外ならびに県段階・地域の人権団体との友好提携
 - 8、「たすけあい共済会」の組織化や共通の要求に基づく共同事業
 - 9、その他、この会の目的達成に必要な活動等の政策提言

第四条（会員）

- 1、個人会員は本会の目的に賛成し、その活動に参加し、会費を納める個人。
- 2、団体会員は本会の目的に賛成し、その活動に参加し、会費を納める組織。
- 3、賛助会員は本会の活動に協力するために、財政的に賛助する個人および団体。
- 4、入会は本会に入会を希望するものは、所定の用紙に記入し、申し込み、承認をうるものとする。
- 5、退会は退会しようとするものは、その旨をとどけるものとする。
- 6、会員が本会の目的にいちじるしく違反した場合は、理事会で審査の上、除名を決定することができる。ただし、大会の事後承諾をうるものとする。

第五条（組織）

- 1、本会は、人権と民主主義、住民自治の確立をはかる愛知県内の支部で構成する連合体である。
- 2、支部は、本会の承認のもとに、自治体を単位に五人以上の会員をもって組織する。必要に応じて支部に班をつくることができる。
- 3、本会は全国地域人権運動総連合に加盟する。

第六条（役員）

- 1、代表一名は大会で選ばれ、本会を代表する。
- 2、理事若干名は大会で選ばれ、理事会を構成する。
- 3、監査二名は大会で選ばれ、会計を監査する。
- 4、理事長一名は理事会で選ばれ、会務を統轄し、理事会および常駐理事会を招集し、これを主宰する。理事長は本会を代表することができる。
- 5、副理事長若干名は理事会で選ばれ、理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はそのうち一名が理事長の職務を代行する。
- 6、常任理事若干名は理事のなかから互選され、常任理事会を構成する。
- 7、事務局長一名は理事会で常任理事のなかから選ばれ、事務局を統括する。
- 8、事務局次長若干名は必要に応じて理事会で理事のなかから選ぶことができる。事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある場合は、そのうち一名が事務局長の職務を代行する。
- 9、顧問若干名は大会あるいは理事会の議を経て理事長が委嘱することができる。

第七条（機関）

- 1、大会は本会の最高議決機関で年一回定期大会を開く。
なお次の場合は臨時大会を開く。
 - ① 理事長が理事会の議を経て必要と認めた場合
 - ② 過半数の理事の請求があった場合
 - ③ 三分の二の会員の請求があった場合

(1) 大会は理事長が招集する。

(2) 大会は、第五条第1項の組織これ以外の会員による選出会より選ばれた代議員と役員をもって構成する。

(3) 代議員の選出基準は理事会で定める。

(4) 大会は本会の活動と決算に承諾を与え、活動方針、予算を審議決定し、役員を選出し、規約の変更その他重要を事項を決定する。

2、理事会は大会につぐ議決機関で、六ヶ月に一回開く。理事会は大会で決められた方針に基づいて当面の事項を審議決定する。

3、常任理事会は本会の執行機関で、随時開き、大会および理事会の決定を執行する。

4、事務局は常任理事会のもとに事務局をおく。

5、専門委員会が必要に応じて常任理事会のもとに設置する。

6、代表は、理事会、常任理事会に出席し、意見をのべることができる。

7、会議の裁決は単純多数決によらず、満場一致を原則とする。万一裁決を必要とする場合には、出席者の三分の二以上の同意を要するものとする。

第八条（財政）

1、本会の経費は、会費・寄付および活動収入などで賄う。

2、会費の額は、個人会員月額五〇〇円（機関紙代を含む）、団体会員月額一〇〇〇円（機関紙代を含む）とする。賛助会員は、月額一〇一〇〇円以上（機関紙代を含む）とする。なお個人会員で経済的に困難な場合は月額一〇〇〇円とする。

3、本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第九条（附則）

この規約は二〇〇五年一月二〇日より履行する。